



注目すべき米国の規制

2022.8.5 EFA
日本輸出管理研究所
高野

本日の内容

- I. 米国輸出管理規制(EAR)の基本
- II. 最近の規制動向について
- III. 米国の金融制裁の基本
- IV. 大学として認識すべき米国法務リスク
- V. 各国の技術管理規制の比較

I 米国輸出管理規制(EAR)の基本

0-1 EARとは？

Export Admⁿistration Regulations

(輸出管理規則)

Code of Federal Regulations

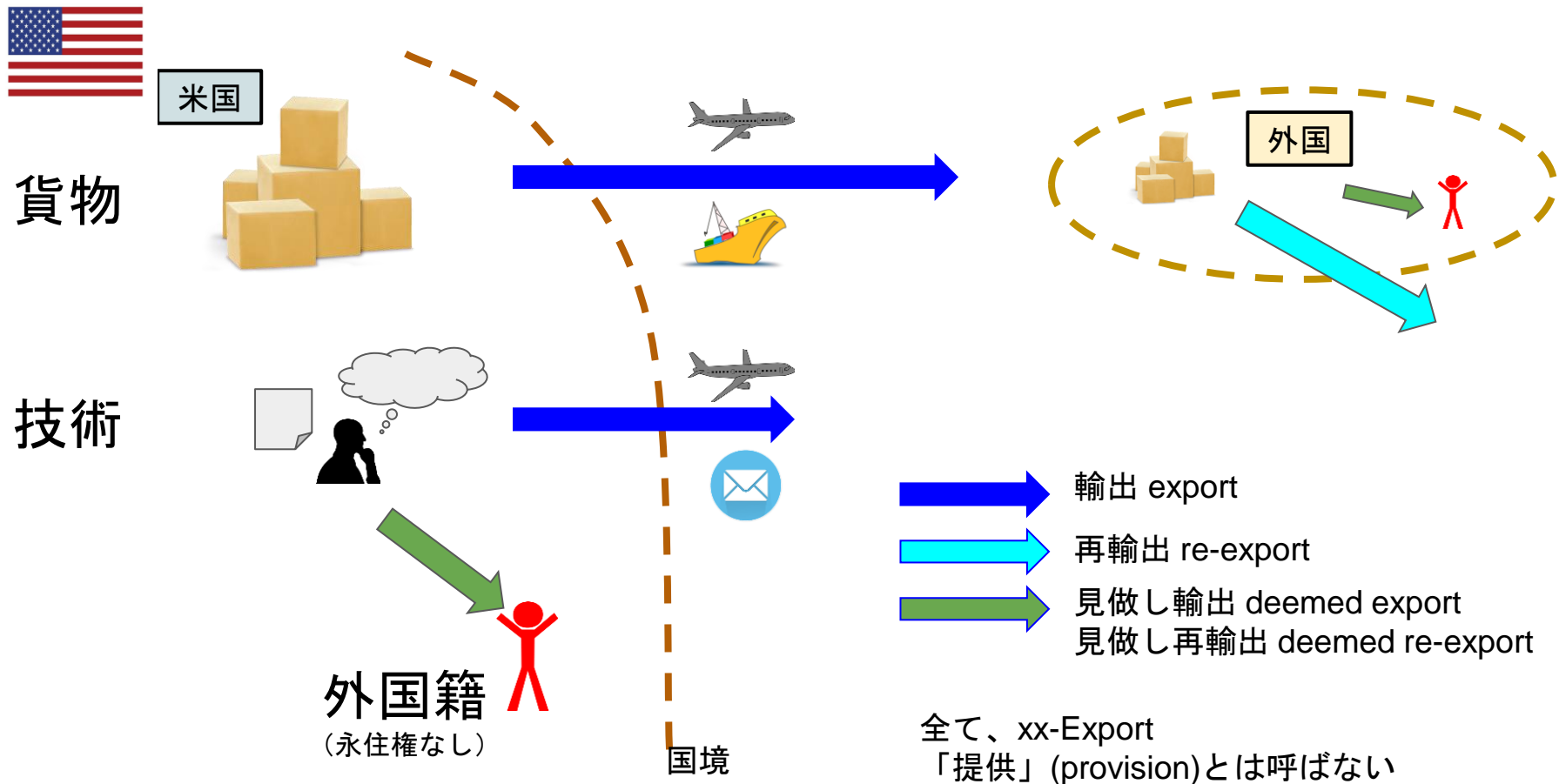
Title 15 Subtitle B Chapter VII Subchapter C Part 730 - 780

Export Administration Regulations

<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C>

上位法令は、Export Control Reform Act of 2018

0-2: EARでの「取引」の定義



0-3: 米国輸出管理の基本ポイント

説明の順番

1 どんな貨物・技術が対象となるのか？ Subject to the EAR

2

- 米国原産品が「再輸出」の対象となるのが基本
- だが、米国原産品ではなく、日本で作った貨物・技術でも管理対象となる場合がある。

2 ちょっと変わったリスト規制のやり方 Commerce Control List規制

1

- リスト規制だが、国毎に違うリストになる。
- レジーム規制が基本だが、「独自規制品目」（日本では規制されていない）がある。

3 用途規制・ユーザー規制 Part 744 (End use/End User 規制)

3

- 用途による規制とユーザーの規制（その組み合わせも）
- ユーザーリストが多数（複雑な規制も）

4 仕向国向けの規制

4

- キューバ・イラク・イラン・シリア・北朝鮮・ロシア・ベラルーシが対象
- 上記1-3の微調整（複雑）
- 対ロシア制裁でHSコードベースでのリスト規制が大量に追加

I -1 EARの基本 CCL規制

1-1: CCLによるリスト規制の流れ

1. **ECCN-check:** 規制リストに載っているか？

2. **CCC-check:** その国向けに規制しているか？

3. **LE-check:** 許可例外が適用できないか？

輸出許可申請



1-2: ECCN (Export Control Classification Number) の構造

例えば、1A003 1桁目（数字）、2桁目、3桁目に注目

Category	
0	核物質、施設及び装置及びその他
1	特殊材料及び関連装置、化学物質、微生物及び毒素
2	材料加工
3	エレクトロニクス
4	コンピュータ
5	通信・情報セキュリティ
6	センサーとレーザー
7	ナビゲーション及びアビオニクス
8	海洋関連
9	航空宇宙及び推進装置

A	最終品目、装置、附属品、アタッチメント、部品、部分品、及びシステム
B	試験用、検査用及び製造用装置
C	材料
D	ソフトウェア
E	技術

○百番代	
0	ワッセナー
1	MTCR
2	NSG
3	AG
6	軍事品目
9	独自規制

- Category-0 はワッセナーではなくNSGのトリガーリストから
- 600番台は、軍事品目リストから、ITARの効率化のために移管（日本では1項該当）
- 900番台は米国の独自規制（日本では16項となる）
- EUのECCNには600/900番は無い。
- ECCNがない→EAR99

1-3: Commerce Control Listの例

規制理由 (Reason for Control)に注目！あと、License Exceptionも

1A003 Manufactures of non-“fusible” aromatic polyimides in film, sheet, tape or ribbon form having any of the following (see List of Items Controlled).

Reason for Control: NS, AT

Control(s)	Country Chart (See Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to entire entry	NS Column 2
AT applies to entire entry	AT Column 1

List Based License Exceptions (See Part 740 for a description of all license exceptions)

LVS: \$200

GBS: N/A

List of Items Controlled

Related Controls: This entry does not control manufactures when coated or laminated with copper and designed for the production of electronic printed circuit boards. For “fusible” aromatic polyimides in any form, see 1C008.a.3.

Related Definitions: N/A

Items:

- a. A thickness exceeding 0.254 mm; or
- b. Coated or laminated with carbon, graphite, metals or magnetic substances.

1-4: CCC-Check (Commerce Country Chart)

CB	Chemical and biological weapons	RS	Regional stability
NP	Nuclear nonproliferation	FC	Firearms convention
NS	National security	CC	Crime control
MT	Missile tech	AT	Anti-terrorism

	CB1	CB2	CB3	NP1	NP2	NS1	NS2	MT1	RS1	RS2	FC1	CC1	CC2	CC3	AT1	AT2
Afghanistan	X	X	X	X		X	X	X	X	X		X		X		
Albania	X	X		X		X	X	X	X	X						
Algeria	X	X		X		X	X	X	X	X		X		X		
Andorra	X	X		X		X	X	X	X	X		X		X		
Angola	X	X		X		X	X	X	X	X		X		X		
Antigua and Barbuda	X	X		X		X	X	X	X	X	X	X		X		
Argentina	X					X		X	X		X	X		X		
Armenia	X	X	X	X		X	X	X	X	X		X	X			
Aruba	X	X		X		X	X	X	X	X		X		X		
Australia	X					X		X	X							
Austria	X					X		X	X			X		X		
Azerbaijan	X	X	X	X		X	X	X	X	X		X	X			

1-5: LE (License Exception=許可例外)

- 安全保障の観点でリスクがない場合は許可が不要という考え方
 - 一時の持ち出しでそのまま戻って来る。
 - (間違えて出荷されて来た等で) 海外のメーカーに返品する。
 - 少量なのでリスクはない。
- Part 740で細かく規定：
 - 大きい分類で現在19種類、かなり複雑なものも
 - 一部はECCN毎に記載
- 国によって適用できる場合、出来ない場合がある。Country Groupの概念
- 適用可能であれば(輸出者の責任で判断) 許可申請不要(この場合はNLRとは言わず、そのLEの略称を表記する。)

LEの例

LVS = Low Value Shipment (日本の少額特例)

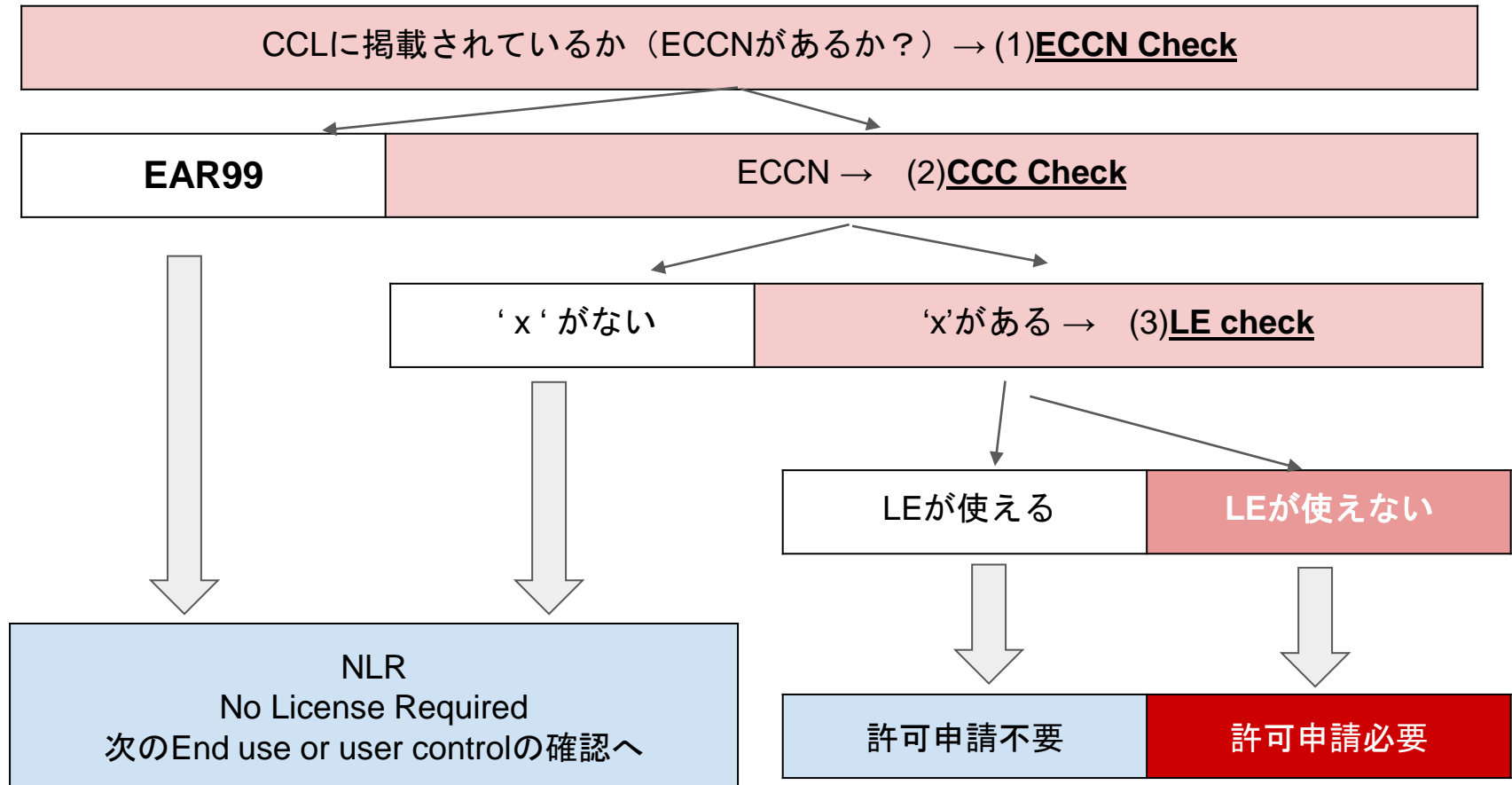
GBS= Country Group B向け

BAG= 携帯貨物等

TMP=一時輸出

APR=再輸出向け許可例外 (輸出管理制度が出来ている友好国であれば、その国が許可を出していれば、一定の場合に米国BISの許可が不要。品目・輸出国・輸入国の組み合わせで複雑。2020年4月中国を含むCountry Group D1向けが強化されて、使える範囲が縮小。)

1-6:CCL(Commerce Control List)規制のまとめ



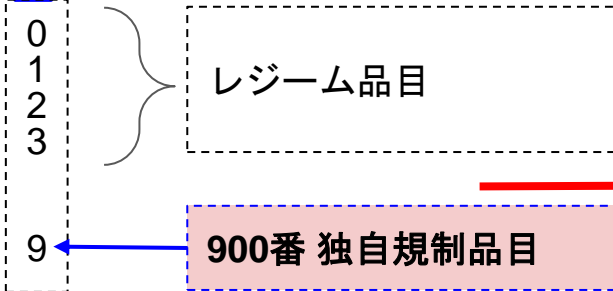
1-7: ECCNと日本の比較 (900番に注意)

ECCN (Export Control Classification Number)

(数字) [A-E] (3桁数字)

例 3A001

ECCNのあるもの
リスト規制対象



日本でのリスト規制対象
(輸出令別表第1の1-15項)

?

ECCNのないもの

= EAR99

米国リスト規制対象外
NLR

日本ではリスト規制対象外
(輸出令別表第1の16項)

日本では規制されていないが米国では規制品となる。
→ 見過ごしやすいので注意必要

I -2 EARの基本 Subject to the EAR

2-1 : EARの対象とは？ (subject to the EAR)

	分類	取引	根拠
1	米国にあるもの（どの国の原産でも）	輸出	当たり前
2	米国原産のもの（どの国にあっても）	再輸出	対物裁判権の主張（米国流）
3	米国原産品を組み込んだ外国製品		上記の拡大解釈？
4	米国の技術で作られた外国製品 直接製品 ・ プラント直接製品		

2-2: 米国原産のもの In rem jurisdiction

对人裁判権 : In personam jurisdiction

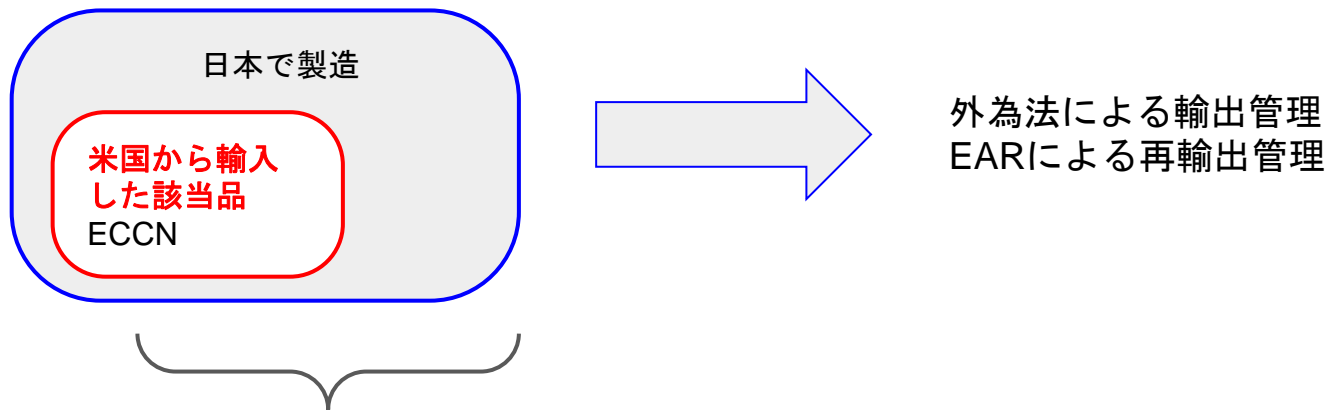
対物裁判権 : In rem jurisdiction

- 人ではなくて「物」に対しても裁判権（管轄権）があるという考え方
- 従って米国で作ったものは外国にあっても米国の裁判権がある。

国際的には、域外適用ではあるが、、、（まだわからないこともない）

2-3-1: 米国原産品を組み込んだ外国製品

- 外国の製品でも米国の原産品が「組み込まれて」いたら、それも米国の製品と見做して米国の裁判権が適用されるという考え方。
- どのような米国原産品がどのくらい組み込まれているか → **De minimis**と言います。



- 日本品だが、**一定の金額**を超えるとEARの対象となる。
- でも、即座にEARでの輸出許可申請になるわけではない。

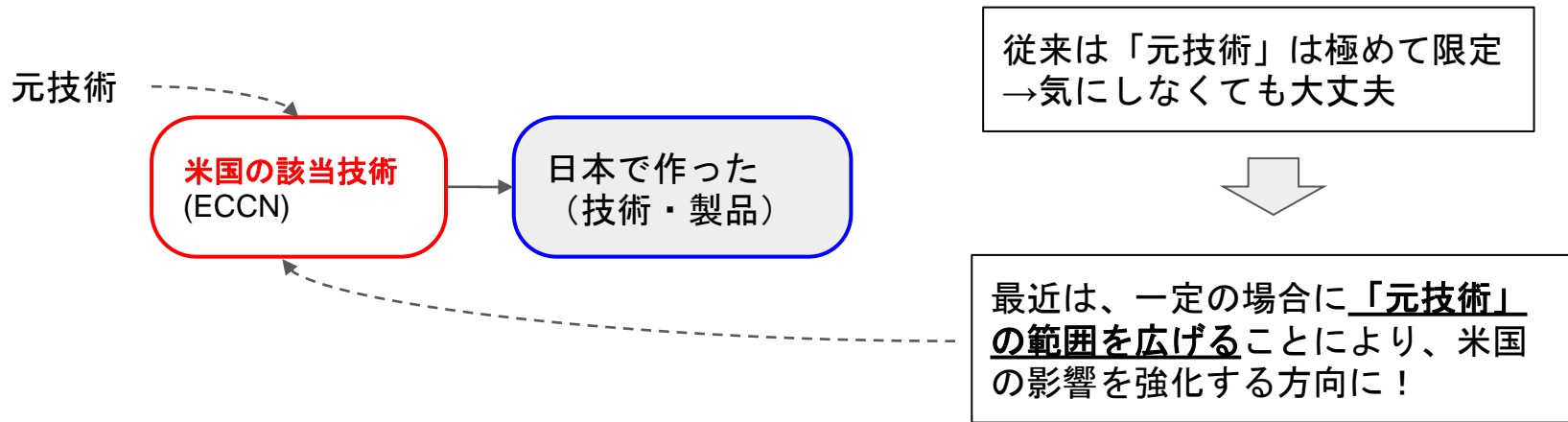
- 全体として、非該当であればEARの許可申請は不要となる。
- EARとしては不要でも、日本の外為法上は必要な場合も出てくる。（部分品特例）

(米国原産の規制される成分の価額) (外国製品の価額)

1. **米国原産の規制される成分の価額** : ECCNを持ち再輸出の仕向国に対してNLRでないものの公正な市場価額
2. **外国製品の価額** : 外国製品の公正な市場価額
3. 公正な市場価額 : 通常の場合、取引価額。(売買先が特殊な契約などの影響で、取引価額に影響を受けていないこと)
4. この比率が通常25%、懸念国(Country Group E)は10%を超える場合がEAR対象となる。
5. 但し、コンピュータ関連・暗号関連・軍事関連品目では少しでも入っていればEAR対象 (Part734.4)
6. 「規制される成分」には原則EAR99は含まれない。(但し、OFACの許可や制裁法からの規制もあり、懸念国等の場合例外もある。)
7. EAR対象品となった → 即、米国の輸出許可が必要ということではない。改めて製品全体としてCCL規制や用途・需要者の規制について確認し許可の必要性を判断する。

2-4: 直接製品・プラント直接製品

1. 直接製品 : 特定の米国原産の規制技術又はソフトウェアを用いて製造された外国製品
2. プラント直接製品 : 主要な構成要素が直接製品であるようなプラントで製造された外国製品



I -3 EARの基本 用途・ユーザー規制

3-1: 用途・ユーザーによる規制 Part 744

規制の内容	type	対応条文
大量破壊兵器キャッチオール関連	用途による	744.2/3/4/5/6
大統領令等で指定された需要者	需要者のリストによる	744.8/10/12/13/14/18/19/20
Entity Listに掲載された需要者		744.11
Unverified Listに掲載された需要者		744.15
軍事用途規制関連(MEU/MIEU)	用途と需要者の態様による	744.17/21/22

3-2: 用途による規制(大量破壊兵器キャッチオール)

日本の規制に比べて、

- 別表行為はない、ただし744.5の「特定の海洋原子力推進の最終用途に対する制限事項」が、日本よりも広くなる可能性がある。
- 客観要件ではなく Reason to know (「知っている」の範囲が広い=日本が例外的に狭すぎるだけ)

3-3: 輸出先の組織(個人)のリストによる規制

Denied Party List	商務省	原則として、EAR対象品目（直接製品を除く）の輸出・再輸出に係わる、掲載企業との取引は禁止されている。EAR違反をすると掲載されてしまう場合がある。
Entity List	商務省	許可申請が必要な個人・団体のリスト。条件はその個人団体毎に書かれているが、通常はEAR99であっても許可申請が必要。不許可方針が明示されている場合が多い。
Unverified List	商務省	未検証エンドユーザーリスト。米国政府が許可前のチェックや許可証を使用した輸出の出荷後検証を実施することができない組織のリストを指す。不正転売やWMD拡散のリスクの観点で警戒を要する。EAR99の品目を輸出・再輸出する場合は所定のCertificateを取り付ける必要がある。
Specially Designated Nationals	財務省	主に金融制裁の対象者のリスト。制裁の内容では、金融制裁だけではなく、輸出等の取引も禁止されている場合もある。
その他大統領令等によるリスト	大統領府	大統領は、緊急事態等に金融制裁等を課す命令を発行する権限を持つ。
制裁法による輸出制限者のリスト	国務省	種々の制裁法により、多様な制裁がある。金融制裁が主体だが、対象者への輸出を禁止する制裁もある → Entity Listへ

3-4-1: 直接製品ルール(Direct Product Rule)の拡大とEntity List(1)

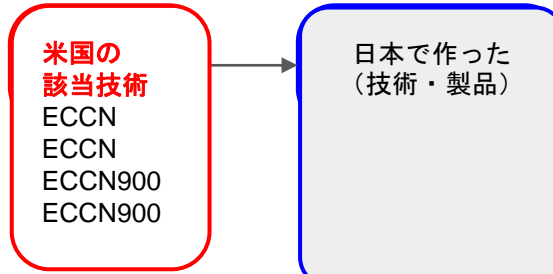
(拡大の仕方)

1

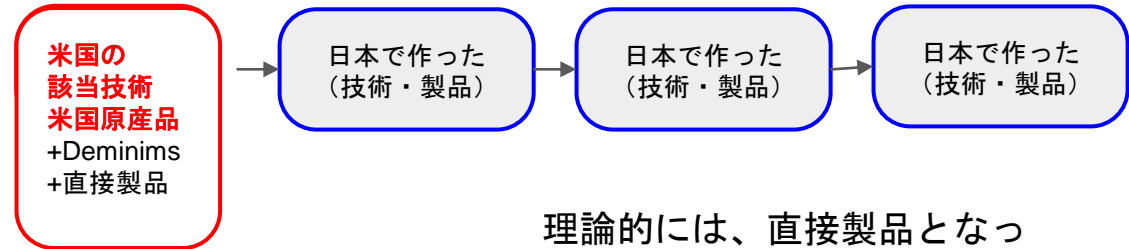
対象ECCNを増やす
(900番を加える)

2

対象を米国原産品の
みでなく、Subject to
the EARとする。



900番は日本では規制されていないので、馴染みがない。
日本向けに規制されていない(輸入者も気がつかない)



理論的には、直接製品となってしまう可能性が増大

Subject to the EAR	輸出	米国にあるもの
	再輸出	米国原産品
		Deminimis
		直接製品ルール

3-4-2: 直接製品ルール(Direct Product Rule)の拡大とEntity List(2)

対象ユーザー	元技術		製品への規制	Entity List追加条項
通常	米国原産品	NS品目の中で一定条件	CCL規制	
ロシアのユーザー*	米国原産品	900を含み、全てのECCN	CCL規制 (全ECCN)	
Entity List Foot Note 1 (Huawei)	Subject to the EAR	通常とCat3-5の900 (の大部分)	Entity List規制 (EAR99を含む)	有り
Entity List Foot Note 3 ロシア軍事企業*	Subject to the EAR	900を含み、全てのECCN	Entity List規制 (EAR99を含む)	有り

Entity Listの追加条項

その事業者が生産し、購入し、又は発注した「部品」、「部分品」又は「装置」の「生産」又は「開発」に組み込まれ、又は使用されることを知っている場合

ロシア向けでは、米国と同様の規制を取る国には一部例外も（後述）

3-5: MEU規制とMIEU規制

中国向けMEUは2020年5月までは、Useのみだったが、Userが追加された。対象品目も拡大した。
ロシア向けのMEUは2022年3月に強化

	対象国	対象品目	1.(Use) 下記のユーザーの為の通常兵器の開発等の用途 2.(User)下記のユーザー向け
MEU	中国 ベネズエラ ミャンマー カンボジア	ECCN900番代の一部 <ul style="list-style-type: none"> 本来、中国は対象外の品目 	<ul style="list-style-type: none"> 軍（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、沿岸警備隊） 国家警備隊 国家警察 政府の情報機関または偵察機関 またはこれらを支援する人・事業体
	ロシア		
MIEU	中国 ロシア ベネズエラ ミャンマー カンボジア キューバ イラン 北朝鮮 シリア	ECCN900番代全部 EAR99 <ul style="list-style-type: none"> 実質的に日本の16項品 	<ul style="list-style-type: none"> 情報組織または偵察組織で、下記に属する <ul style="list-style-type: none"> 軍（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、沿岸警備隊） 国家警備隊

I -4 EARの基本 仕向国による規制

4-1: 仕向国による規制 EAR Part746の概要

- 特にロシア向けにHSコードによる品目規制が**大量に**追加された
- 例外国の制度も追加された

§ 746.1	Introduction.	
§ 746.2	キューバ	
§ 746.3	イラク	
§ 746.4	北朝鮮	Supplment 1:北朝鮮向け奢侈品の例
§ 746.5	ロシア産業セクション制裁	Supplment 2:ロシア産業セクター制裁 (石油開発品目)
§ 746.6	ウクライナのクリミア地方と対象地域	Supplment 3: 900番も規制 直接製品 例外国リスト
§ 746.7	イラン	
§ 746.8	ロシア及びベラルーシ制裁	Supplment 4:ロシア産業セクター制裁 石油精製品目 + 大幅追加
§ 746.9	シリア	
§ 746.10	ロシア及びベラルーシの奢侈品	Supplment 5: ロシア・ベラルーシ向け奢侈品

(まとめ)米国の輸出管理の全体図

1. EAR対象取引か Subject to the EAR	輸出	米国にあるもの
	再輸出	米国原産品
		Deminimis
		直接製品ルール

2.CCL規制	ECCN
	CCC
	LE

3.Part 744	用途規制	WMD catch all
		MEU・MIEU
	ユーザー規制	MEU・MIEU
		Entity List 他

- キューバ
- イラク
- イラン
- シリア
- 北朝鮮
- ロシア・ベラルーシ




4. Part 746
Embargoes and Other Special
Controls (国毎の特別な規制)

Ⅱ 最近の動向

5-1: ロシア向け規制強化ポイントの整理

CCL規制の強化		<ul style="list-style-type: none"> ● 全部のECCN品目 (cat0 - cat9) ● 900番も含む
直接製品	ロシアの一般ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国原産品目でCat 0 - 9 (<u>900含む</u>) を元技術
	脚注 3 付きのEntity List掲載先	<ul style="list-style-type: none"> ● EAR対象品目でCat 0 - 9 (<u>900含む</u>) を元技術
CCL外の品目規制	746.5 ロシア産業セクター制裁	<ul style="list-style-type: none"> ● Supplement 2 (石油開発品目) 以前から ● Supplement 4 (石油精製品目 + 大幅追加)
	746.10 奢侈品規制	<ul style="list-style-type: none"> ● Supplement 5
MEU規制		<ul style="list-style-type: none"> ● 対象品目をEAR99を含む全品目(以前は特定の900番のみ)
ユーザーリストによる規制		<ul style="list-style-type: none"> ● とにかく多数追加 ● MEU list掲載先をEntity Listに移行 (脚注3の直接製品ルール) ● 運用強化

5-2: 歩調を合わせた輸出管理強化(規制品目の視点)

			
レジーム規制品目の輸出禁止	米国EAR Part 746.8	EUR 833/2014 Article 2	日本 輸出令別表2-3 一号
武器の開発に用いられる両用品 (レジームの規制対象外だったもの)	cat 0 - 9の900番	Annex7 X.A.I.001 - X.E.X003	別表2-3 二号 貨物省令 第1条 - 31条
			43条(2B991/992)
民生産業品目 (経済的な制裁等)	746 Sup4 (210)	Annex 10 (8)	32条
	石油精製品目 追加	Annex 23(672)	33条 - 42条 44条
			別表2-3 二の二号 46条 - 53条 (145)
	746 Sup 5 奢侈品 (255)	Annex 18 (725)	別表2-3 三号 (175)
	746 Sup 2 石油等開発 (29)	Annex 2 (26)	

(hs6桁換算数)

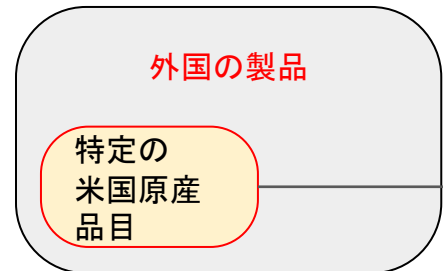
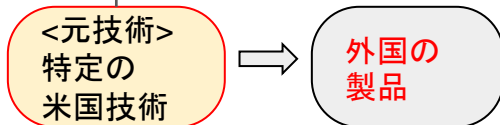
5-3:「例外国」による同盟化促進

拡大直接製品ルール

1. ロシアの一般ユーザー
米国原産品 Cat 0 - 9
2. Entity Listの脚注 3 付き (旧 MEU)
EAR対象品 Cat 0 - 9

Deminimis ルール

cat 0-9 米国原産品(900を含む)



- 対象の範囲の拡大：
 - 900番が入ると、
- 米国原産品→EAR対象品：
 - 直接製品の直接製品？

→ ほとんどEAR対象？
→ 厳密に対応するには膨大な
労力

牽制

同盟化の推進

同様の規制をする国は**例外国**とする。(746 Supplement 3 の国)

5-4: 例外国 GECC: Global Export Controls Coalition

2022-3-3	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブルガリア, カナダ, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, 日本, ラトビア, リトアニア, ルクセンブルク, マルタ, オランダ, ニュージーランド, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, スロバキア, スロベニア, スペイン, スウェーデン, イギリス
2022-3-10	韓国
2022-4-12	アイスランド, リヒテンシュタイン, ノルウェー, スイス

- 実質的な「同盟化」を成し遂げた。すでに米国自らGECCと呼んでいる。
- 新しいレジームより、ずっと米国がやりやすい形。
- 正式なレジームにした方が、参加国には有利だろう。

Ⅲ 米国の金融制裁の基本

6-1: 米国制裁の構造



遵守義務者



制裁対象者

〇〇しては
ならない

1. 米国人（個人・団体）
2. 非米国人であって、
 - 米国にいる。
 - 米国外でも米国の資産やサービスを利用している。

米国資産封鎖

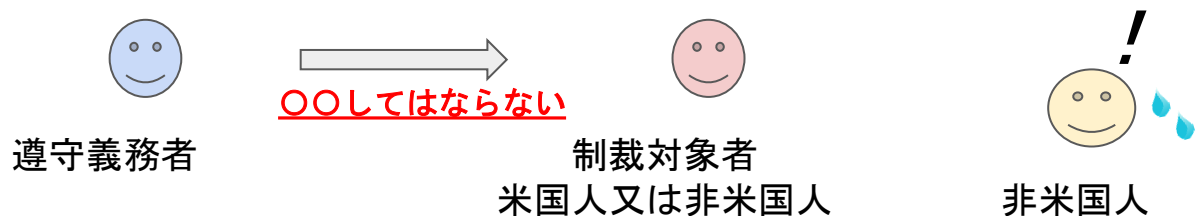
〇〇してはならないの例：
金融サービスを行なってはならない。
重大な支援を行なってはならない。

↑ そうではない非米国人



普通の日本人は関係
ない、、、

6-2: 2次制裁とは



- 2次制裁
 - 「（制裁対象者に）重大な支援をする者は米国人でも非米国人でも新たに制裁の対象とする。」（またはすることができる。）
 - 普通は米国の制裁を受けたくない→結果的に非米国企業に影響を与える。
- 「重大な支援」：重大かどうかは、色々な要素で米国当局が決める、、、

6-3: 銀行のリスクに留意

- 通常ドルの国際決済は、米国のコルレス銀行を通じて行う。
 - → 米国内のサービスを使用している。
 - → 2次制裁ではなく、必ず制裁の対象となる。
- マネーロンダリングの防止の観点で、国際的な仕組みがかなり整備されている。日本の銀行でも、行なっていることは「筒抜け」であり、また、ペナルティがとにかく巨額。

銀行は、米国の金融制裁に違反してしまう可能性又は2次制裁の対象となる可能性は極力排除する。（せざるを得ない。）

6-4: 日本の企業が受ける影響

2次制裁条項がポイント

(リスクのイメージの例)

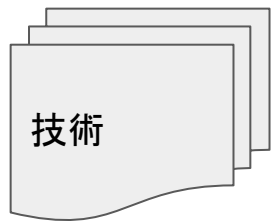
現在取引をしている中国の取引先が制裁の対象となった。

またはマレーシアの客先が、制裁指定企業と取引をしていたことから、2次制裁の条件が当てはまり、米国の金融制裁を受けてしまった。

1. **当面の決済**：日本の銀行は送金・入金を行わない。日本の企業としてはほとんどの場合、取引継続ができなくなる。
2. **自分が制裁対象とされるリスク**：ドル建でない場合、制裁の内容によっては継続可能な場合もあるが、重要な支援をしていると見なされて自分自身が2次制裁の対象となる可能性がある。
3. **倒産リスク**：あるいはあっさり倒産してしまい、場合によっては売掛金が回収できない。何れにせよ売上的大幅減少となる。

IV 大学として認識すべき米国法務リスク

7-1: 大学における米国法務リスク



技術



該当

非該当



100
|
600

900

EAR99



居住者でも
外国籍なら、..

1 EAR

EAR対象となる貨物・技術

2 制裁

全て

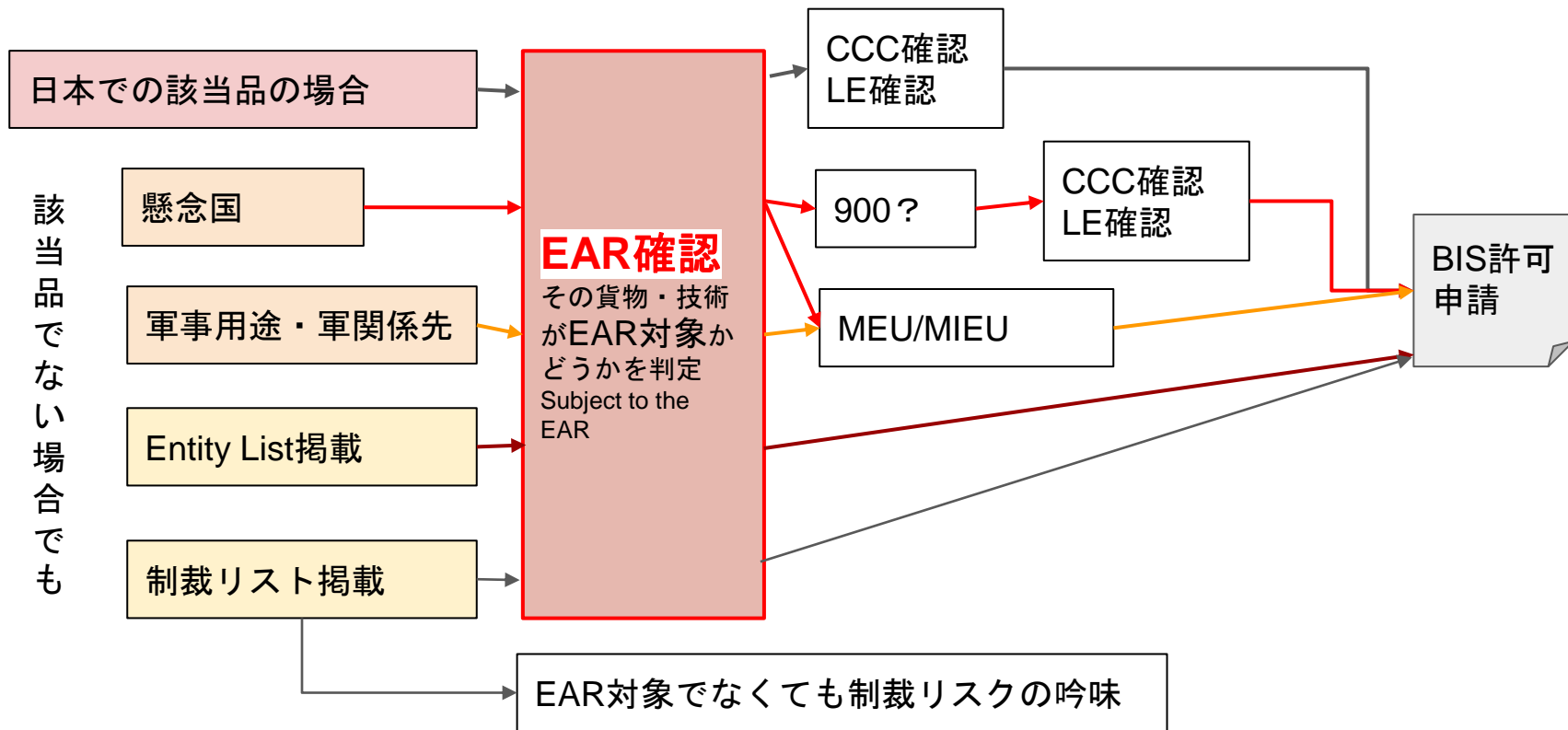
重大な支援と見做されたら

リスト規制品では900に注意
どんな場合に？

Entity List掲載者
脚注1がついていたら、EAR対象品目が直接製品ルールで拡大

SDN等制裁リスト

7-2: 輸出管理プロセスにEAR対応を組み込む時の一例 (全取引でEAR確認するのは困難なので)



7-3: 懸念国の例

イラン 北朝鮮 シリア キューバ	テロ支援国	Part746		MIEU
ロシア イラク			MEU	
中国 ベネズエラ ミャンマー カンボジア				

7-4: 管理のポイント

1. EARの概要の理解と米国法務リスクの周知
2. 既存のプロセスの見直し
3. 米国のユーザーリストの変化のこまめな把握
4. 900番品目の理解
5. ロシア向けの規制品目のHSコードの把握

V 各国の技術管理規制の比較

8-1: 技術の提供とは(日本の場合)

DATA
技術データを提供する

技術データとは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラムをいう。

Technical Assistance
技術支援を行う

技術支援とは、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

居住者・非居住者

特定国において提供することを目的とする取引

非居住者(+ 特定類型居住者)

特定国の非居住者に提供することを目的とする取引

8-2: 無形技術移転(ITT)の定義とは

Intangible Technology Transfer ?
Intangible Transfer of Technology ?

データの提供	図面・記録媒体の輸出	普通の技術提供	有形(Tangible)
	電子的に発信	ITT1	無形(Intangible)
Technical Assistance (技術支援)		ITT2	

実は看做し輸出や、技術支援を規制していない国は多い
→ 海外との協調時に注意が必要。

8-3: 各国の技術取引規制の一覧

			list 規制+ catch all	catch all のみ
	取引	輸出：国境越えて	看做し輸出：国内で	技術仲介：海外で
米国	データを媒体で渡す	Export	Deemed Export	Re-export (+ Deemed re-export)
	電子的に発信(ITT1)			
	技術支援(ITT2)			
EU	データを媒体で渡す	Export	Technical Assistance	Technical Assistance
	電子的に発信(ITT1)			
	技術支援(ITT2)			
日本	データを媒体で渡す	技術の提供	技術の提供	技術の仲介
	電子的に発信(ITT1)			
	技術支援(ITT2)			
シンガポール	データを媒体で渡す	Export		
	電子的に発信(ITT1)	Transmit		
	技術支援(ITT2)			
台湾	データを媒体で渡す	Export		
	電子的に発信(ITT1)			
	技術支援(ITT2)			